

議第37号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「この条」の右に「、第5条」を加える。

第5条各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の右に「、又は市長が特別の理由があると認めるとき」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

都市公園において行うことを禁止している行為について、市長が特別の理由があると認める場合には行うことができることとする必要があるので提案する。